

令和8年10月1日
水 道 局

積算基準を一部改定しました

水道局では、工事価格を算定する基礎となる積算基準を公表しています。
積算基準については、標準的な工事価格が算定できるよう、適時改定しています。

このたび、下記の積算基準を一部改定し、令和8年10月1日から適用しました。

- 1 水道用機械・電気設備工事積算基準
令和7年10月（令和8年6月一部改定）
 - ・機器等据付工第6類の歩掛の変更
 - ・見積依頼書の各様式の変更

なお、積算基準は、都民情報ルーム（都庁第一本庁舎3階）で閲覧できます。

【問合せ先】

水道局建設部技術管理課（設備技術管理担当）
直通 （03）5000-7995